

## 堺市版「SDGs 金融制度」の構築に向けたサウンディング実施要領

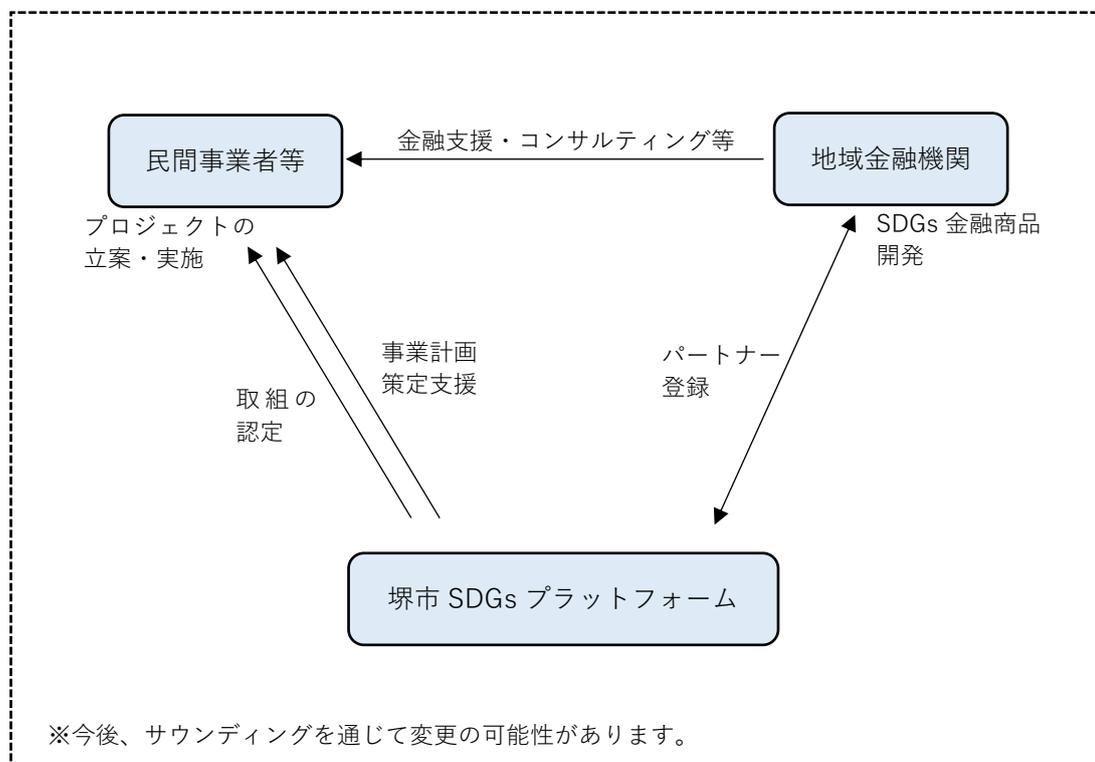
- SDGs の達成に向けては、様々なステークホルダーがその本業を含めた様々な活動の中で SDGs に取り組み、自律的に進めていくことが必要です。
- このため、堺市では、今後、SDGs に関する新たなプラットフォームを構築し、当該プラットフォームにおいて、SDGs 金融の推進に向けた制度を実施する予定です。
- ついては、上記プラットフォームにおいて実施する堺市版 SDGs 金融制度の構築にあたっての参考とするため、金融機関・民間事業者等のニーズやアイデアをお伺いし、対話を行うサウンディングを実施します。

※SDGs 金融…持続可能な社会への変革に向けて、SDGs 達成に取り組む企業の非財務的価値や ESG 要素等も評価し、金融市場からの資金流入等を通じて成長を支援すること。

(地方創生 SDGs・ESG 金融調査・研究会「地方創生に向けた SDGs 金融の推進のための基本的な考え方」)

内閣府では、地方創生に向けた SDGs 金融の推進を積極的に掲げており、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (改定版)」においても SDGs 金融が盛り込まれるなど、国レベルでの動きも加速しています。

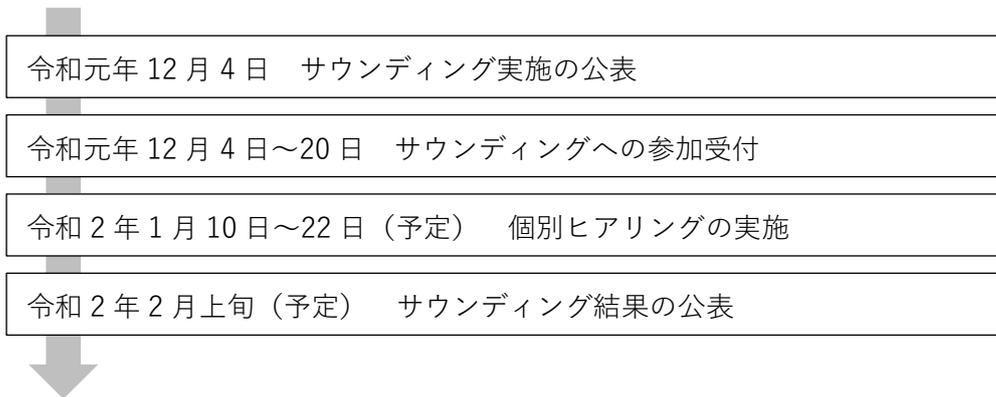
<現時点で想定している堺市版 SDGs 金融制度スキームイメージ>



## 1. 対象

- SDGs 金融の推進に興味を有する金融機関
- SDGs 金融による支援に興味を有する民間事業者等

## 2. サウンディング実施の流れ



※サウンディングの実施結果を踏まえ、令和2年3月頃に、金融機関を対象としたSDGs金融パートナー（仮称）の公募を予定しています。

## 3. サウンディングへの参加申込

- サウンディングへの参加をご希望される方は、申込期間内に「(様式1) サウンディングへのエントリーシート」を電子メールにてご提出ください。

【エントリーシート受付期間】令和元年12月4日（水）～20日（金） 17時まで

【エントリーシート提出先】堺市環境局 環境都市推進部 環境政策課 企画係

kansei@city.sakai.lg.jp

※メールの件名は、『SDGs 金融制度サウンディング参加申込』としてください。

## 4. サウンディング資料の提出

- サウンディングへのエントリーをされた方は、提出期限までに「(様式2) サウンディング事前シート」を電子メールにてご提出ください。

【事前シート提出期限】令和元年12月20日（金） 17時まで

【事前シート提出先】堺市環境局 環境都市推進部 環境政策課 企画係

kansei@city.sakai.lg.jp

※メールの件名は、「SDGs 金融制度サウンディング事前シート提出」としてください。

※本資料、及び提出様式は、堺市ホームページに掲載しています。

[https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sdgs\\_kinyu.html](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sdgs_kinyu.html)

[堺市トップページ](#) > [市政情報](#) > [都市計画とまちづくり](#) > [SDGs 未来都市](#)

🔍 堺市 SDGs 金融

検索 

## 5. 個別ヒアリングの実施

- ヒアリングは、アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。

### (1) 日時（予定）

令和2年1月10日（金）～22日（水）の間で、1社1時間程度

※申込締切後、個別に調整いたします。

※上記日程で都合がつかない場合は、ご相談ください。

### (2) 場所

堺市役所本庁舎内会議室（堺市堺区南瓦町3-1）

※詳細は日時と併せてご連絡いたします。

### (3) 内容

- 次の項目について、事前シートを基に、ご意見やご提案をお聞かせください。なお、自らが「堺市版SDGs金融制度」の利用者になることを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

#### ① SDGs金融制度提案内容について

- ・提案コンセプト
- ・提案の具体的内容
- ・提案の背景（課題認識）

#### ② 堺市版SDGs金融制度構築に向けて

- ・プラットフォームの果たすべき役割
- ・金融機関の役割
- ・望ましいSDGs金融商品の内容
- ・SDGs金融パートナー（仮称）の公募要件
- ・その他関与が必要なステークホルダー

#### ③ その他

- ・SDGs金融推進にあたっての課題や支障
- ・その他SDGs金融推進にあたってのご意見・ご要望

### (4) 進め方

- 上記(3)の内容について一括してご説明いただいた後、堺市担当者からの質問等を行います。なお、お答えいただけない項目や内容があってもかまいません。提案内容等によっては、進行方法を変更することも可能です。

## 6. 留意事項

- 堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者については、サウンディングの対象者として認めません。
- ヒアリング時の威圧的な言動や態度など、継続が困難と市が判断した場合、その時点でヒアリングを中止させていただきます。

- サウンディングの内容については、今後の制度検討の参考とさせていただきますが、双方の発言とも、あくまでも現時点での想定のものとし、何ら実施を約束するものではありません。
- サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者等の負担とします。
- 事前シート以外の説明資料の提出は自由です（必須ではありません。）。
- サウンディングの結果については、個別の参加事業者等を特定できない形で、企業ノウハウ等に係る内容を除き、その概要を堺市ホームページで公表します。なお、公表にあたっては、あらかじめ参加事業者等に内容の確認を行います。